



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年7月16日金曜日 第2184号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等(2件).....	527
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要.....	528
道路の供用開始(県道広見三間宇和島線).....	529
道路の区域変更(県道三机港線).....	530
道路の供用開始(一般国道197号).....	530

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	530
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	530
政治団体の届出事項の異動の届出.....	531
政治団体の解散の届出.....	531
資金管理団体の解散の届出.....	532
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	532

正 誤

平成22年5月28日付け第2170号愛媛県告示第665号(落札者等の 告示)中.....	532
---	-----

告 示

○愛媛県告示第814号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年7月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
パルティ・フジ新居浜駅前
新居浜市坂井町二丁目甲3588番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 尾崎 英雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 尾崎 英雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年3月1日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,488平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
143台
イ 駐輪場の収容台数
100台
ウ 荷さばき施設の面積
121平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
42,33立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午前0時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午前0時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで

2 届出年月日

平成22年6月30日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第815号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光

室並びに内子町役場において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成22年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
バルティ・フジ内子
喜多郡内子町内子1447番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目 2 番 1 号
代表取締役 尾崎 英雄
オリックス・アルファ株式会社
東京都中央区日本橋小舟町12番15号
代表取締役 松崎 勉
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目 2 番 1 号
代表取締役 尾崎 英雄
株式会社レデイ薬局
松山市南江戸四丁目 3 番37号
代表取締役 三橋 信也
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年 3月 2日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4 275平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
214台
イ 駐輪場の収容台数
136台
ウ 荷さばき施設の面積
196.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
30.0立法メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後11時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後11時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで

2 届出年月日

平成22年 7月 1日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第816号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第 5 条第 3 項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 7月16日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社田窪工業所
今治市東村一丁目14番 1号
代表取締役 佐伯 亮治
- 2 事業場の名称及び所在地
株式会社田窪工業所西条工場
西条市北条962番 7号
- 3 特定施設に関する事項
脱脂化成装置

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり600平方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後40日	
使用開始の予定年月日	完成の10日後	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の 1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0 最大 5.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 350
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 300 最大 400

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 8
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 350 最大 520
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5.4 最大 5.4

備考 汚水等は、蒸留装置にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

蒸留装置

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後40日		
使用開始の予定年月日	完成の10日後		
処理施設の種 類	物理処理		
処理施設の型 式	蒸留装置		
処理施設の構 造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 1.4メートル 横 13.2メートル 高さ 7.45メートル		
処理施設の能力	1時間当たり0.6立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	蒸留方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	9時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.0 最大 5.0	通常 - 最大 -

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 200 最大 350	通常 - 最大 -
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 300 最大 400	通常 - 最大 -
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 8	通常 - 最大 -
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 350 最大 520	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 5.4 最大 5.4	通常 0 最大 0

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.9 最大 6.9
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6 最大 8
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 19
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3 最大 5
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 350 最大 950

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第817号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見三間宇和島線	宇和島市三間町迫目1130番3から 同町務田1298番2まで	平成22年 7月16日

○愛媛県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	三机港線	西宇和郡伊方町塩成乙2271 - 2地先から 同町塩成乙2253 - 2地先まで	旧	メートル 10.8~25.0	キロメートル 0.205	
			新	10.8~25.0	0.205	

○愛媛県告示第819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	八幡浜市松柏甲5番5から 同市松柏甲5番16まで	平成22年 7月16日
"	"	八幡浜市松柏丙554番1から 同市松柏丙552番まで	"

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成22年 7月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 7月 5日	特定非営利活動法人 花	河 野 巧	松山市萱町四丁目5番地2	この法人は、障害者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者の社会への参加機会の拡大を図ることを通じ、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。
 平成22年 7月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
自由民主党東予周桑支部	渡 部 浩	青 野 勝	西条市三津屋南9 3	平成22年 6月 3日	政党の支部
税理士による白石洋一後援会	高 橋 学	高 井 真 一	西条市飯岡263	平成22年 6月30日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成22年 7月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
愛媛県電気工事工業組合政治連盟	政 治 団 体 の 名 称	愛媛県電気工事工業組合政治連盟	全日電工連政治連盟愛媛県支部	平成22年 6月 1日	
自由民主党愛媛県測量設計業支部	会 計 責 任 者	藤 村 修 作	小 野 尚 久	平成22年 6月 2日	政党の支部
愛媛県獣医師政治連盟	代 表 者	入 岡 徹 生	岡 本 和 夫	平成22年 6月 2日	
	会 計 責 任 者	福 井 成 孝	渡 部 孝 義		
自由民主党宇和島支部	会 計 責 任 者	山 内 秀 樹	大 塚 萬 義	平成22年 6月 3日	政党の支部
愛媛県石油政治連盟	会 計 責 任 者	三 原 英 人	鳥 井 貞 宏	平成22年 6月 4日	
自由民主党愛媛県石油販売業支部	会 計 責 任 者	三 原 英 人	鳥 井 貞 宏	平成22年 6月 4日	政党の支部
自由民主党美川支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町日野浦1397	上浮穴郡久万高原町上黒岩2317	平成22年 6月 7日	政党の支部
	代 表 者	玉 井 春 鬼	菅 民 重		
	会 計 責 任 者	天 野 秋 一	高 橋 末 廣		
自由民主党柳谷支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町中津6029	上浮穴郡久万高原町西谷12150	平成22年 6月 7日	政党の支部
	代 表 者	松 本 正 男	立 野 好 仁		
	会 計 責 任 者	立 野 好 仁	井野田 道 春		
岡平知子を応援する会	主たる事務所の所在地	松山市天山三丁目14 - 27	今治市山方町一丁目1398 3	平成22年 6月15日	
県政と環境を考える会	代 表 者	水 島 眞	渡 辺 良 一	平成22年 6月25日	
	会 計 責 任 者	白 石 浩 司	新 田 聡		
長橋じゅんじ後援会	会 計 責 任 者	白 石 浩 司	新 田 聡	平成22年 6月25日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年 7月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松 本 昭 子 後 援 会	松 本 桂	平成21年12月30日
早 田 ひ さ し 後 援 会	篠 崎 弘 行	平成22年 5月31日
自由民主党愛媛県果樹政治連盟支部	岡 本 健 治	平成22年 5月31日

西 条 市 政 を 正 す 会	星 加 直 孝	平成22年 6月 1日
西 条 を 明 る く す る 会	星 加 直 孝	平成22年 6月 1日
逢 坂 節 子 後 援 会	逢 坂 節 子	平成22年 6月 1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成22年 7月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備 考
逢 坂 節 子	松山市議会議員	逢坂節子後援会	松山市和気町二丁目860 - 2	逢 坂 節 子	平成22年 6月 1日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成22年 7月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
岡平知子を応援する会	主たる事務所の所在地	松山市天山三丁目14 - 27	今治市山方町一丁目1398 3	平成22年 6月15日	

正 誤

○正 誤

平成22年 5月28日付け第2170号愛媛県告示第665号（落札者等の告示）中

ページ	箇 所	誤	正
403	表 落札金額欄中	25,890円 （単価）	27,184円 （単価）
		13,560円 （単価）	14,238円 （単価）
		30,510円 （単価）	32,035円 （単価）
		13,020円 （単価）	13,671円 （単価）